

平成20年11月25日

投資主・質権者の皆様へ

大阪市北区茶屋町19番19号

阪急リート投資法人

執行役員 山川 峯夫

## 特別口座を開設する口座管理機関等のご案内

この書面は「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「振替法」といいます。）第228条により準用される同法第131条第1項に基づき、投資主・質権者の皆様へご案内するものです。

- ・当法人は、決済合理化法（注1）の施行日（平成21年1月5日。以下「施行日」といいます。）に実施される投資証券の電子化に対応するため、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）に対し、当法人の投資口を投資証券の電子化後に機構が取扱うことについて、振替法第13条第1項の規定に基づき同意いたしました。
- ・この投資証券の電子化により、投資証券が施行日に無効となることに伴い、施行日において投資主名簿に記載されている投資主および質権者の皆様（注2）について、機構に対し、新規記録通知（注3）を行います。
- ・つきましては、機構に投資証券を預託されていない投資主および登録投資口質権者の皆様は、施行日までに、投資口の振替を行うための口座を当法人の投資主名簿等管理人である下記の会社に対してご通知ください（注4）。
- ・施行日までに口座をご通知いただけなかった投資主および登録投資口質権者の皆様につきましては、当法人において口座管理機関である下記の会社に特別口座を開設し、当該特別口座を記録先とする新規記録通知を行います。

### 記

投資主名簿等管理人兼特別口座を開設する口座管理機関  
東京都千代田区丸の内一丁目4番5号  
三菱UFJ信託銀行株式会社

## ■ ご注意

1. 現時点で機構に投資証券を預託されていない投資主および登録投資口質権者の皆様は、事前にお手持ちの投資証券を取引証券会社を通じて機構に預託していただくことで、投資主名簿等管理人あてに投資口の振替を行うための口座をご通知いただく必要がなくなります。

機構に預託していただいた投資証券につきましては、施行日と同時に口座に記録され、お取引が制限される期間が生じませんので、事前に機構に預託していただくことをお勧めいたします。

なお、施行日の直前は証券会社の窓口が混雑するなど、預託までに時間を要するおそれがありますので、早めのお手続をお願いいたします。

投資口の振替を行うための口座を投資主名簿等管理人へご通知いただく場合、投資口が口座に記録される日は、2.のとおりとなりますので、ご確認のうえ、ご通知に必要な書類をご照会先まで請求ください。

2. 機構に預託いただけなかった投資主および登録投資口質権者の皆様につきましては、前記のとおり、口座を通知していただいた方はその口座に、それ以外の方は特別口座に投資口を記録するための手続を行います。

この場合、事務手続の都合上、皆様の投資口が口座に記録されるのは、次に掲げる日以降になります。施行日から投資口が記録されるまでの期間は、振替を行うことができないため、その期間に投資口の移転を行うお取引が制限されますので、ご注意ください。

- ①施行日までに口座を通知していただいたとき

平成21年1月26日（注5）

- ②施行日までに口座を通知していただかなかったとき

平成21年1月26日

以 上

## ■ご照会先

本件に係るご照会先は下記へお願いいたします。

投資主名簿等管理人 事務取扱場所

三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部

電話 0120-094-777 (通話料無料)

(土・日・祝日を除く9:00~17:00)

- 
- (注1) 決済合理化法は、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」の略称です。
- (注2) 機構に預託している投資口の質権者は、施行日において、登録投資口質権者となります(決済合理化法附則第15条第2項から第4項まで)。
- (注3) 新規記録通知は、振替法第228条により準用される同法第130条第1項の通知の略称です。
- (注4) 機構に預託済みの投資主・質権者の皆様についてはご通知は不要です。
- (注5) 平成21年1月26日にご通知いただいた口座へ振替手続をとらせていただきます。なお、振替先の口座に振替られるまで、所定の日数がかかりますので、あらかじめご承知おきください。